



平成 19 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 H u m a n 2 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 幹 男
(コ ー ド 番 号 8 9 3 7 J A S D A Q)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 西 野 孜 郎
管 理 部 長
T E L . (0 3) 5 8 3 3 - 0 3 6 2

新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 25 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 1,000,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 19 年 2 月 5 日（月）から平成 19 年 2 月 7 日（水）までの間のいずれかの日（以下、「払込金額決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムピーシー株式会社、岡三証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及び三田証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、払込金額決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 19 年 2 月 8 日（木）から平成 19 年 2 月 13 日（火）まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 2 月 6 日（火）から平成 19 年 2 月 8 日（木）までとする。
- (7) 払 込 期 日 平成 19 年 2 月 14 日（水）から平成 19 年 2 月 16 日（金）までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 19 年 2 月 14 日（水）とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 150,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

(「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 150,000株
- (2) 払 込 金 額 払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成19年3月14日(水)
- (5) 払 込 期 日 平成19年3月14日(水)
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムビーシー株式会社 150,000株
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」及び「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株式分割

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様により投資していただきやすい環境を整えるため、当社株式の1株当たりの投資金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法 平成19年4月30日(月)(ただし、当日及び平成19年4月29日(日)、平成19年4月28日(土)は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年4月27日(金))最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割する。

分割により増加する株式数 後記<ご参考>2.を参照のこと。

(3) 発行可能株式総数の増加

平成19年5月1日(火)をもって、上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を26,000,000株増加して52,000,000株とする。

(4) 日程

基準日 平成19年4月30日(月)

効力発生日 平成19年5月1日(火)

株券交付日 平成19年6月下旬

(5) その他、本株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について
今回の 1,000,000 株の公募による新株式発行（以下、「一般募集」という。）にあたり、150,000 株を上限とする当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を予定しております。
オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、150,000 株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。
これに関連して、当社は平成 19 年 1 月 25 日（木）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式 150,000 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成 19 年 3 月 14 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。
大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。
また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 19 年 3 月 9 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。
そのため本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により、本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資並びに株式分割による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	6,800,000 株	(平成 19 年 1 月 24 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	1,000,000 株	
(3) 公募増資後発行済株式総数	7,800,000 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	150,000 株	(注)
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	7,950,000 株	(注)
(6) 株式分割による増加株式数	7,950,000 株	(注)
(7) 株式分割後の発行済株式総数	15,900,000 株	(注)

(注) 前記 1. に記載の通り変更する可能性があります。

3. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

今回の一般募集による差引手取概算額 1,699,200 千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の差引手取概算額上限 255,230 千円と合わせて、マンション用地仕入れ資金等の運転資金に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の公募増資により3.6%程度の自己資本の増加が見込まれ、自己資本の充実に寄与するものと考えております。また、有利子負債及び支払利息の増加を抑制できることにより、財務体質の改善に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定した配当を継続する事を基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記の方針に基づき、当社の業績及び配当性向を総合的に考慮して利益配当額を決定してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、これまで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術開発体制の強化を図るために役立ててまいりたいと考えております。

(4) その他

当社は本日付で、平成19年4月30日(月)を基準日とし、平成19年4月30日(月)(ただし、当日及び平成19年4月29日(日)、平成19年4月28日(土)は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年4月27日(金))最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割することを決議しております。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成16年4月期	平成17年4月期	平成18年4月期
1株当たり当期純利益	335.98円	87.00円	72.79円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	50円 (-)	10円 (-)	15円 (-)
実績配当性向	14.9%	11.5%	20.6%
自己資本当期純利益率	24.8%	39.8%	24.2%
純資産配当率	3.2%	3.6%	4.2%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. 純資産配当率は、決算期末の1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産(期末1株当たり純資産)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成17年7月22日株主総会決議分)を発行しております。当該新株予約権の内容は次の通りであります。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(上記 <ご参考> 2. (注)を参照のこと)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は上限1.9%となる見込みです。

(平成19年1月24日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	行使期間
平成17年7月22日	150,000株	860円	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日

(注)平成19年1月25日開催の当社取締役会において決議された株式分割により、新株予約権の行使価額が調整される予定です。また、平成19年1月25日開催の当社取締役会において決議された公募及び第三者割当による新株式発行により、新株予約権の行使価額が調整されることがあります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

公募増資(新規上場時)

発行株式数	900,000株
発行価格	1株当たり500円
引受価額	1株当たり465円
発行価格の総額	450,000,000円
払込期日	平成17年2月15日

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年4月期	平成17年4月期	平成18年4月期	平成19年4月期
始 値	- 円	1,350円	896円	972円
高 値	- 円	1,400円	1,090円	2,100円
安 値	- 円	866円	641円	790円
終 値	- 円	876円	949円	1,990円
株価収益率 (単体)	- 倍	10.07倍	13.04倍	- 倍
自己資本当期純利益率 (単体)	24.8%	39.8%	24.2%	- %

(注)1. 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 平成17年2月16日をもって上記取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。なお、平成19年4月期の株価については、平成19年1月24日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成16年4月期については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので、記載していません。また、平成19年4月期については未確定のため記載していません。

4. 自己資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。なお、平成19年4月期については未確定のため記載していません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。